

鳥獣を巡る現状と課題

1 鳥獣の生息状況に関する現状

- イノシシ、シカ、サル等の中大型哺乳類は、全国的に生息分布が拡大している傾向が見られ、特に農耕地や植林地・二次林において分布が拡大している。一方、種又は地域によっては生息分布域の減少や消滅も明らかになっており、クマ、サル等では、絶滅のおそれのある地域個体群や、分布域が孤立している地域個体群が見られるなど、生物多様性の保全の観点からの問題も生じている。
- 鳥類については、調査された約8割の種で繁殖分布に大きな変化は見られないが、カワウやアオサギ等で分布の拡大が見られ、モズ類の一部、ウズラ等で分布の縮小が見られる。渡り鳥の渡来状況については、ガン類は増加しているが、シギ・チドリ類は地域的に減少が見られる。

2 鳥獣の捕獲に関する現状

- 大型哺乳類のシカ、イノシシ、サルの捕獲数はそれぞれ約17万頭、約27万頭、約1万頭程度であり、捕獲数は増加傾向にある一方、中型哺乳類のキツネ、タヌキの捕獲数はそれぞれ約1万頭及び約2万頭程度となっており、減少傾向にある。
- 鳥類については、カラスの捕獲数は約35万羽でほぼ横ばい傾向にあり、カワウは1万羽程度となっており増加傾向にある一方で、スズメ及びウズラの捕獲数はそれぞれ約8万羽及び約1千羽程度と減少傾向にある。

(平成16年度鳥獣関係統計)

3 鳥獣による被害の動向

- 鳥獣による農作物被害は、近年は被害面積は減少傾向にあるが、被害額は年間約200億円程度で推移しており、獣類による被害金額は横ばいないし増加傾向にある。獣類による被害の約9割がイノシシ、シカ、サルによるものとなっており、中山間地域を中心に被害が深刻な状況となっている。獣類による農作物被害は、耕作放棄地等の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせ、被害額として現れる以上の影響を及ぼしていると指摘されている。また、森林被害については、近年は年間7,000～8,000haで推移しており、被害形態としては、幼齢木の食害や樹皮被害などが多く、シカによる被害が全体の約6割を占めている。また、カワウによる内水面漁業への被害や一部の地域での樹木の枯損が深刻となっている。
- さらに、地域的に著しく増加した鳥獣による食害等により、当該地域固有の特色ある景観や植生等に影響を与えている状況も生じている。

4 狩猟者に関する現状

- 狩猟者数は、昭和45年をピークとして、その後、高齢化と併せ減少傾向が続いている。
このため、鳥獣の保護管理において捕獲に当たる従事者の確保が困難な地域も見受けられる。
- 農山村においては、鳥獣による農林業被害への対応として、農林業者自らが自衛のために網・わな猟免許を取得して捕獲を行う傾向が見られる。

5 国際的取組の進展

- 渡り鳥やその生息地等の保護を図るため、わが国は米国、オーストラリア、ロシア及び中国と二国間渡り鳥条約・協定を締結しており、これらに基づき、情報交換や共同研究等を進めている。また「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の推進に努め、これまでにシギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の重要生息地ネットワークが構築され、普及啓発や保全のための取組等の国際協力が進展している。
- また、平成17年に開催された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」第9回締約国会議の開催に合わせて新たに20箇所の国内湿地がラムサール条約湿地として登録され、水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用の推進が図られている。

6 科学的・計画的な鳥獣保護管理の進展

- 科学的、計画的な鳥獣の保護管理を目標として、平成11年度に創設された特定鳥獣保護管理計画制度については、42都道府県で79計画が策定されており（平成18年7月現在）、特にニホンジカでは、分布している都道府県では概ね策定がなされており、各計画の目標達成に向けて進展している。